

住居確保給付金のご案内

○住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業または休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、その方の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○住居確保給付金の支給対象者

申請時に以下の①から⑧の要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方
- ② 離職・廃業の日から2年以内の方または給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
- ③ 離職等の日において、その世帯の生計を主として維持していたこと（離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となります。）または、申請日の属する月において、その世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 常用就職を目指す意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと又は既に行っていること
- ⑤ 申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の収入合計額が下表の金額であること（離職等により申請日の属する月の翌月から下表の金額に該当することが明らかな場合、その旨を証明する書類提出により支給対象となる場合もあります。）

※⑥～⑧は裏面をご覧ください。

区分	金額（月收入）（※）
単身世帯	81,000円に1か月当たりの家賃額（上限31,000円）を加算した額未満 ※112,000円を超えた場合は対象外
2人世帯	123,000円に1か月当たりの家賃額（上限43,000円）を加算した額未満 ※166,000円を超えた場合は対象外
3人世帯	157,000円に1か月当たりの家賃額（上限47,000円）を加算した額未満 ※204,000円を超えた場合は対象外

4人世帯以上はお問い合わせください。

※ 税引き前の総支給額

- ⑥ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の預貯金額の合計が基準額×6（100万円を超えないこと）以下であること
（例 単身世帯：48万6千円 2人世帯：73万8千円）
- ⑦ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）のいずれもが、申請時に国の雇用施策による給付など離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

○住居確保給付金支給額

月ごとに家賃額を支給します。

ただし、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の収入合計額が基準額を超える場合については、次の計算式により算出します。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入額} - \text{基準額})$$

《事例1》

単身世帯、世帯の収入50,000円、家賃31,000円の場合

基準額81,000円 > 収入額50,000円 により、家賃額31,000円が支給額

《事例2》

2人世帯、世帯の収入130,000円、家賃40,000円の場合

基準額123,000円 < 収入額130,000円 により、計算式により算出

支給額 = 40,000円 - (130,000円 - 123,000円) = 33,000円が支給額

※ 青森市の場合、家賃額の上限は単身世帯31,000円・2人世帯43,000円・3人世帯47,000円で、超過分は自己負担となります。なお、駐車場料金、共益費は対象となりません。

○住居確保給付金支給期間

原則3か月間が限度。一定の条件を満たす場合、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長可能

※一定の条件とは、受給中に就職活動要件を満たし、かつ延長の申請時に支給要件を満たしていること

お問い合わせ先 『青森市自立相談支援窓口』

○ 青森市社会福祉協議会 〒030-0802 青森市本町4丁目1-3 しあわせプラザ内
(TEL: 017-723-1340) 午前8時30分～午後5時
メール: a_shakyo@mars.plala.or.jp